

令和8年度 枚方市テイクオフ補助金のご案内

(特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けた方)

1. 補助金の内容

創業初期の中小企業者に対し、市内で事務所等の用に供する建物の賃借料を補助します。

2. 補助対象者

次のいずれにも該当すること

- (1) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を認定市町村から受けた者であって、補助金の交付申請時において当該証明の有効期限を経過していない者であること
- (2) 市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者であること
(法人の場合は、本店所在地が本市内にある者であること)
- (3) 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であること
- (4) 営む事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業に該当しないこと
- (5) 大企業者が発行済株式総数の過半数を単独に所有し、又は出資総額の過半を出資していないこと
- (6) 市税を滞納していないこと

3. 補助対象経費

補助対象者が事務所・店舗・研究所・工場の用に供するため、本市内で賃借する建物の賃借料
※敷金・礼金・共益費その他これに類する費用は除きます。

4. 補助金の額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨て)

上限：月額1万円 補助対象期間：6か月 (当初の補助金の交付対象となった最初の月から起算)

5. 募集期間

令和8年4月1日(水)～令和9年2月10日(水)

※予算額に達し次第、受付を終了します。

6. 補助対象となる建物

次のいずれにも該当すること

- (1) 補助対象者(法人の場合、法人または代表者)が自ら賃貸借契約を締結しているものであること
- (2) 事業を営むために継続して使用するものであること
- (3) 本市内にあり、住居と兼用しないものであること
- (4) 貸主が次のいずれにも該当しないこと
 - イ. 補助対象者の3親等以内の親族
 - ロ. 経営する者が補助対象者又は補助対象者の3親等以内の親族である法人
 - ハ. ロに該当する法人の子会社その他イ又はロに掲げる者に準ずると市長が認めるもの

7. 手続きの流れ

(1) 交付申請

交付開始の前月 10 日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに必要書類を商工振興課へご提出ください。

【必要書類】

- ◇枚方市テイクオフ補助金交付申請書（様式 1） ◇事業計画書（様式 2）
 - ◇＜個人の場合＞住民票の写し及び開業届の写し
 - ◇＜法人の場合＞法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
 - ◇建物の賃貸借契約書の写し ◇市税の滞納無証明書
 - ◇事業概要が確認できる資料（会社案内、パンフレット等） ◇同意書
 - ◇特定創業支援等事業の支援を受けたことの証明書の写し（本市以外で証明を受けた場合）
- ※各月 11 日以降に提出された場合は翌々月からの交付となります。

(2) 交付決定

申請内容を審査し適正であると認められる場合、申請者に対し、交付決定通知書を送付します。

(3) 完了報告

補助対象期間終了後、速やかに必要書類を商工振興課へご提出ください。

【必要書類】

- ◇枚方市テイクオフ補助金実績報告書（様式 10）
 - ◇＜個人の場合＞ 直近の確定申告書（控）の写し ＜法人の場合＞ 直近の決算書の写し
- ※補助対象期間が 3 月 31 日までの場合は 3 月 31 日までに提出してください。

(4) 交付確定

申請内容を審査し適正であると認められる場合、申請者に対し、交付確定通知書を送付します。

(5) 交付請求

交付確定後、必要書類を商工振興課へご提出ください。

なお、補助対象期間中に概算払いをご希望の場合、以下の時期に概算払いの交付請求を受け付けますので、対象月の賃料のお支払いが済まれましたら期日までに必要書類を商工振興課へご提出ください。

6 月分まで	請求期日：令和 8 年 6 月 10 日	振込予定日：令和 8 年 6 月 30 日
9 月分まで	請求期日：令和 8 年 9 月 10 日	振込予定日：令和 8 年 9 月 30 日
12 月分まで	請求期日：令和 8 年 12 月 10 日	振込予定日：令和 8 年 12 月 25 日
3 月分まで	請求期日：令和 9 年 3 月 10 日	振込予定日：令和 9 年 3 月 31 日

【必要書類】

- ◇枚方市テイクオフ補助金交付請求書（様式 8）
- ◇賃借料の支払が確認できる書類（領収書、取引履歴の写し等）
- ◇事業進捗状況報告書（様式 9）※概算払いの場合のみ

8. その他

交付決定を受けた事業の内容の変更（市長が認める軽微なものを除く）・中止をする場合、変更承認申請書（様式 4）・中止承認申請書（様式 5）の提出が必要です。

偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容又は付した条件等に違反した場合は、交付決定の全部もしくは一部を取り消し、既に交付されている補助金の返還を求められます。

補助対象期間終了後に実施する市からのアンケート調査にご協力ください。

【問い合わせ】 枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号 枚方市役所 観光にぎわい部 商工振興課
TEL：072-841-1325 FAX：072-841-1278 E-Mail：shokou@city.hirakata.osaka.jp